

## ○行政文書の複写等の費用について

(平成16年6月28日)  
告示第5号

- 1 電子写真複写機による日本工業規格A列3番の大きさ(以下「A3判」という。)までの複写  
単色刷り 1枚につき10円(両面に複写した場合にあっては、20円)
- 2 パーソナルコンピュータからの出力によるA3判までの複写1枚につき10円
- 3 前2項に掲げる複写以外の複写(フロッピーディスクへの複写等)  
複写に要する実費を参考に定める額
- 4 適用日 公布の日から施行する

(厚木愛甲環)

七二二(七四〇)